別割」を加え、同条第四項から第六項までの規定中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第七項中「対象区域内自動車」を「対象区域内自動車等」に、「（第百四十五条第一項に規定する自動車に限る。）」を「（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「同条」を「第百四十六条第一項」に、「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改める。

附則第五十六条の二の次に次の一条を加える。

（東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車税の環境性能割の非課税等）

第五十六条の三　道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第百四十五条第三号に規定する自動車若しくは軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次条第一項において「被災自動車等」という。）の所有者（第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が平成三十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

2　道府県は、次の各号に掲げる第百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次項において「自動車等」という。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

一　附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この条及び次条において「自動車等持出困難区域」という。）内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの　当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したもの

ロ　イに掲げる自動車等以外の自動車等　当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三　自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの　当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したもの

ロ　イに掲げる自動車等以外の自動車等　当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

3　道府県は、自動車等持出困難区域内の自動車等（以下この項及び次条において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の三輪以上の軽自動車（以下この項及び次条第五項において「他の三輪以上の軽自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の三輪以上の軽自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の三輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の三輪以上の軽自動車の取得が同日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4　道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5　道府県知事は、前項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

6　前二項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7　前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第五十七条の見出しを「（東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税等）」に改め、同条第一項中「附則第五十二条第一項」を「前条第一項」に、「被災自動車等」を「被災自動車等」に、「軽自動車税（二輪のものを除く。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）」を「三輪以上の軽自動車に」に、「軽自動車税」を「三輪以上の軽自動車に」に、「第四百四十二条の二」を「第四百四十三条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「附則第五十二条第三項」を「前条第三項」に改め、「対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「」を削り、「他の軽自動車」を「他の三輪以上の軽自動車」に改め、「」という。）」を削り、「対象区域内自動車が」を「対象区域内自動車等が」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第六項中「規定する自動車持出困難区域」を「規定する自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二の二」を「第四百四十三条第一項の二」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項各号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同条第七項中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第八項中「規定する自動車持出困難区域」を「規定する自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「第四百四十二条の二の二」を「第四百四十三条第一項の二」に改め、「軽自動車税」

二　平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間　平成二十九年度分及び平成三十年度分

三　平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの期間　平成二十九年度分及び平成三十年度分

附則第五十七条第二項及び第三項中「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「第四百四十二条の二の二」を「第四百四十三条第一項の二」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第四項中「附則第五十二条第二項」を「前条第二項」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に、「軽自動車を」を「三輪以上の軽自動車を」に、「軽自動車に」を「三輪以上の軽自動車に」に、「第四百四十三条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第五項中「附則第五十二条第三項」を「前条第三項」に改め、「対象区域内自動車以外の軽自動車（以下この項において「」を削り、「他の軽自動車」を「他の三輪以上の軽自動車」に改め、「」という。）」を削り、「対象区域内自動車が」を「対象区域内自動車等が」に、「対象区域内用途廃止等自動車」を「対象区域内用途廃止等自動車等」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第六項中「規定する自動車持出困難区域」を「規定する自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二の二」を「第四百四十三条第一項の二」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同項各号中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に改め、同条第七項中「自動車持出困難区域」を「自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に改め、「軽自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第八項中「規定する自動車持出困難区域」を「規定する自動車等持出困難区域」に、「第四百四十二条の二第二項」を「第四百四十四条第一項」に、「第四百四十二条の二の二」を「第四百四十三条第一項の二」に改め、「軽自動車税」